保育施設利用中に 状況が変わった場合 変更手続きが必要です。

妊娠•出産

育児休業 入り・復帰

結婚 • 離婚

就職•転職

退職•休職

就業内容(就業時間など)

世帯構成
(祖父母との同居など)

引越し

課税状況(確定申告など)

上記以外にも、入所時点と変更があった場合は、変更手続きが必要です。(新規入所等のため申請中の場合も同様です。)

正当な理由が無く変更を怠った場合、子ども子育て支援法に基づいた支給認定(保育を必要とする理由及び保育必要量に関する認定)の<u>取消し・不認定や退所となる場合があります。</u> 手続きが必要か分からない場合は、必ず大村市こどもセンターにご相談ください。

変更申請は、変更が生じる日の属する月の前月末までに必要です。

- (例) 育児休業(保育短時間認定) から 10月 25日に復帰予定の場合
- 9月中に変更申請 → 10月から保育標準時間(就労)認定
- ※10 月中に変更申請した場合、10 月は保育短時間(育児休業)認定、11 月から保育標準時間(就労)認定 となります。

<申請のタイミングにより、**延長保育(有償)等**が必要となるためご注意ください。>



大村市 こども政策課 教育・保育グループ 〒856-0832 大村市本町 413-2

電話:0957-54-9100 FAX:0957-54-9174

